

第16号議案

幼稚園教育職員の管理職員特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

上記の議案を提出する。

令和5年3月30日

提出者 文京区教育委員会

教育長 加藤 裕一

文京区教育委員会規則第六号

幼稚園教育職員の管理職員特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

幼稚園教育職員の管理職員特別勤務手当に関する規則（平成十二年三月文京区教育委員会規則第七号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項各号を次のように改める。

一 地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十二條の四第一項又は第二十二條の五第一項の規定により採用された職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）以外の職員 次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア 園長 一万円

イ 副園長 八千円

二 定年前再任用短時間勤務職員 次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア 園長 九千円

イ 副園長 七千円

第三条第一項各号を次のように改める。

一 定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア 園長 五千円

イ 副園長 四千円

二 定年前再任用短時間勤務職員 次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア 園長 四千五百円

イ 副園長 三千五百円

付則を付則第一項とし、同項に見出しとして「(施行期日)」を付し、付則に次の一項を加える。

(経過措置)

- 2 当分の間、条例付則第七条第一項の適用を受ける職員の管理職員特別勤務手当の額は、第二条第一項第一号及び第三条第一項第一号に定める額に百分の七十を乗じて得た額(その額に、五十円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数を生じたときはこれを百円に切り上げるものとする。)とする。

付 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和五年四月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 地方公務員法の一部を改正する法律(令和三年法律第六十三号)附則第四条第一項若しくは第二項、第五条第一項若しくは第三項、第六条第一項若しくは第二項又は第七条第一項若しくは第三項の規定により採用された職員については、同法による改正後の地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第二十二条の四第一項又は第二十二条の五第一項の規定により採用された職員とみなして、この規則による改正後の幼稚園教育職員の管理職員特別勤務手当に関する規則第二条第一項及び第三条第一項の規定を適用する。

幼稚園教育職員の管理職員特別勤務手当に関する規則（平成十二年三月文京区教育委員会規則第七号）新旧対照表

改正後（案）	現行
<p>第一条（略） （管理職員特別勤務手当の額等）</p> <p>第二条 条例第二十三条第三項第一号の文京区教育委員会規則（以下「規則」という。）で定める額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>一 地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）<u>第二十二條の四第一項又は第二十二條の五第一項の規定により採用された職員</u>（以下「<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>」という。）<u>以外の職員</u> 次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>ア <u>園長 一万円</u></p> <p>イ <u>副園長 八千円</u></p> <p>二 <u>定年前再任用短時間勤務職員</u> 次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>ア <u>園長 九千円</u></p> <p>イ <u>副園長 七千円</u></p> <p>2（略）</p> <p>第三条 条例第二十三条第三項第二号の教育委員会規則で定める額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>一 <u>定年前再任用短時間勤務職員以外の職員</u> 次に掲げる職員の区分</p>	<p>第一条（略） （管理職員特別勤務手当の額等）</p> <p>第二条 条例第二十三条第三項第一号の文京区教育委員会規則（以下「規則」という。）で定める額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>一 <u>園長 一万円</u></p> <p>二 <u>副園長 八千円</u></p> <p>2（略）</p> <p>第三条 条例第二十三条第三項第二号の教育委員会規則で定める額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>一 <u>園長 五千円</u></p>

に応じ、それぞれ次に定める額

ア 園長 五千円

イ 副園長 四千元

二 定年前再任用短時間勤務職員 次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア 園長 四千五百円

イ 副園長 三千五百円

2 (略)

第四条 (略)

付 則

(施行期日)

1 この規則は、平成十二年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 当分の間、条例付則第七条第一項の適用を受ける職員の管理職員特別勤務手当の額は、第二条第一項第一号及び第三条第一項第一号に定める額に百分の七十を乗じて得た額（その額に、五十円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数を生じたときはこれを百円に切り上げるものとする。）とする。

(略)

付 則

(施行期日)

二 副園長 四千元

2 (略)

第四条 (略)

付 則

この規則は、平成十二年四月一日から施行する。

(略)

1. この規則は、令和五年四月一日から施行する。

(経過措置)

2. 地方公務員法の一部を改正する法律（令和三年法律第六十三号）附則第四条第一項若しくは第二項、第五条第一項若しくは第三項、第六条第一項若しくは第二項又は第七条第一項若しくは第三項の規定により採用された職員については、同法による改正後の地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十三条の四第一項又は第二十三条の五第一項の規定により採用された職員とみなして、この規則による改正後の幼稚園教育職員の管理職員特別勤務手当に関する規則第二條第一項及び第三條第一項の規定を適用する。